

令和7年度 第1回

さぬき市少年育成センター運営委員会



日時 令和7年5月9日（金）13：30～

場所 寒川第2庁舎 203号室

さぬき市少年育成センター

さぬき市少年育成センター運営委員会日程

開 会

1 運営委員委嘱状交付 (佐藤教育部長)

2 開会の挨拶 (佐藤教育部長)

3 来賓挨拶 (さぬき警察署長)

4 議題

(1) 役員選出

運営委員会委員長及び職務代理者の指名について

(2) 令和7年度事業計画(案)について

運営方針・活動の重点

活動計画の概要

- ① 少年補導について
- ② 少年相談について
- ③ 適応指導について
- ④ 地域連携について
- ⑤ 環境浄化について
- ⑥ 広報啓発について
- ⑦ 研究・研修について
- ⑧ 運営に関する審議について

(3) その他

5 事務連絡

閉 会

令和7年度 事業計画(案)

さぬき市少年育成センターの目標

夢を抱き、心豊かに自立する青少年の育成

1 育成センター運営方針

- (1) 青少年の健全な育成を目指し、明るく住みよい地域づくりを推進する。
- (2) 青少年健全育成の関係機関や団体の中核となり、連携を密にして青少年の健全育成活動を推進する。
- (3) 常に警察官や補導員と密接な連携をとり、街頭補導に努める。
- (4) 青少年の健全育成に関わる相談センターとしての機能を高める。
- (5) 青少年の健全育成のための広報啓発に努めるとともに有害な環境の浄化を進める。
- (6) 不登校児童・生徒のための教育支援センターの充実を図る。
- (7) 職員・補導員の研修に努める。

2 育成センターの活動の重点

〈 連携・共働・交流 〉

(1) 補導活動

- ・日々の巡回や街頭補導を通して、青少年への積極的なあいさつや声かけを行い、安全に対する意識を高める。
- ・学校や関係機関と協力して問題行動の早期発見と早期指導に努める。

(2) 相談活動

- ・悩みをもつ子どもや保護者の理解に努め、信頼される相談活動を推進する。
- ・通級生の保護者や市内小中学校の不登校傾向のある児童生徒の保護者を対象とした保護者会を開催する。
- ・学校・家庭・関係機関と適切な連携をとり、継続的な指導に努める。
- ・少年相談専用電話の活用と広報活動の充実に努める。

(3) 教育支援センター(令和7年4月1日 適応指導教室から名称変更)の充実

- ・不登校児童・生徒及び保護者の一人一人の心に寄り添った対応を心がけ、安心できる居場所づくりと心のケアに努め、自尊感情を醸成するとともに社会的自立につながる支援を行う。
- ・通級生の学校復帰に向け、家庭や学校とより密接な協力・連携に努める。
- ・支援を要する児童・生徒に対して、学校及びSSW、SC等との情報交換を計画的に行う。
- ・通級生や市内小中学校の不登校傾向のある児童生徒を対象とした学習支援や体験活動を実施する。

(4) 地域連携

- ・「こどもSOS」の設置場所を維持し、子どもの安心・安全のための見守りを継続する。
- ・情報収集と適切な情報提供を行うことで、不審者等から子どもを守ることを徹底する。

(5) 環境浄化活動

- ・関係機関・団体との連携・協力により、地域の環境浄化に努める。

(6) 広報啓発活動

- ・市民の青少年健全育成に対する意識の高揚に努め、「ながら見守り」の理解と協力を求める。
- ・インターネットやスマートフォン利用についてのチラシを活用し、意識の高揚に努める。

(7) 研究・研修事業

- ・補導員研修会の開催や県育成センター連絡協議会の研修会に積極的に参加し研修に努める。

(8) 運営に関する審議会

- ・運営委員会を開催し、事業や運営について審議する。

3 活動の概要

(1) 少年補導

No	事 業 名	事 業 概 要	備 考
1	第1回育成センター補導員会 第2回育成センター補導員会	<ul style="list-style-type: none"> ○育成センターの運営に関する規則第7条に基づき補導員を委嘱する。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 日 時：5/22（木）15:00～16:30 場 所：寒川庁舎 301・302号室 参加者：補導員・センター職員 内 容：委嘱状交付 さぬき警察署生活安全課課長の講話及び指導助言 組織づくりと年間計画作成 ・第2回 日 時：2/6(金) 15:00～16:30 場 所：寒川庁舎 301・302号室 参加者：補導員・センター職員 内 容：さぬき警察署生活安全課課長の講話及び指導助言 事業報告 	
2	朝方合同補導	<ul style="list-style-type: none"> ○交通ルールの遵守を呼びかけるとともに「大人から子どもたちへのあいさつ運動」を推進し、子どもたちと積極的に人間関係を築き、補導活動を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 4/11(金) 7:20 さぬき南中 4/14(月) 7:20 志 度 中 4/15(火) 7:20 長 尾 中 4/16(水) 7:20 さぬき北小 4/17(木) 7:20 さぬき南小 4/18(金) 7:20 志 度 小 4/21(月) 7:20 津 田 小 4/22(火) 7:20 寒 川 小 4/23(水) 7:20 長 尾 小 4/24(木) 7:20 造 田 小 ・第2回 9/2(火) 7:50 J R 志度駅 9/3(水) 7:50 J R 神前駅 9/4(木) 7:40 J R 津田駅 ・第3回 1/8(木) 1/9(金) 1/13(火) 1/14(水) 7:00～8:15 所員のみで実施予定 	

3	新1年生の下校に伴う巡回	<ul style="list-style-type: none"> 新1年生の下校時間帯を中心に通学路及びその周辺を青バトで巡回する。 <p>4/11(金) さぬき南小 寒川小 造田小 長尾小 4/14(月) さぬき北小 志度小 造田小 寒川小 4/16(水) 津田小 さぬき北小 志度小</p>	
4	午前学習巡回	<ul style="list-style-type: none"> 研究会やテストの午前学習に伴い、下校時間帯を中心に、安心・安全確保のため通学路及びその周辺を重点的に巡回する。 ・随時実施 市内 ・さ・東小中研修会、香小・中研究会等 	
5	下校時合同巡回	<ul style="list-style-type: none"> 小学生の下校時間帯を中心に、安心・安全確保のために通学路及びその周辺を重点的に巡回する。 <p>6/ 3 (火) 15:20 さぬき北小 6/ 5 (木) 15:10 津 田 小 6/ 6 (金) 15:25 さぬき南小 6/ 9 (月) 15:35 志 度 小 6/13 (金) 15:15 長 尾 小 6/16 (月) 15:25 造 田 小 6/17 (火) 15:25 寒 川 小</p>	
6	夕方合同補導	<ul style="list-style-type: none"> 見えにくい空間の子どもたちにも、補導員の眼が注がれるように、地域の補導ポイントや各種の通報現場等を確認しながら巡回する。 (2学期末テスト発表期間に合わせて) <p>11/12(水) 志度中 11/13(木) 長尾中 11/14(金) さぬき南中</p>	
7	通学列車合同補導	<ul style="list-style-type: none"> 通学列車に乗車したり、乗降駅及びその周辺を巡回したりして、高校生を中心に乗車マナー・利用態度について指導する。 <p>第1回 6/12 (木) 15:30～18:00 ◦場所 JR沿線、コトデン沿線及び駅周辺 ◦内容 列車内及び駅周辺の巡回補導</p> <p>第2回 11/6 (木) 15:40～18:00 ◦場所 JR沿線、コトデン沿線及び駅周辺 ◦内容 列車内及び駅周辺の巡回補導</p> <p>※テスト期間中はその時間帯に合わせ実施の予定</p>	

8	各中学校別グループ補導	<p>○地域の実情に応じて、問題行動の起こりやすい祭り・イベント実施日に子どもたちの集まりやすい場所を巡回する。</p> <p>6/1 (日) 19:00～宝円寺春市</p> <p>7/19 (土) 予定さぬき警察署海浜パトロール</p> <p>8/16 (土) 予定 津田まつり</p> <p>10/12 (日) 多和神社秋祭り</p> <p>10/26 (日) 10:00～みろくひるいち (17:00～補導予定)</p>	
9	通常補導	<p>○小学生の下校時間帯に、安心・安全確保のために通学路付近を青パトで巡回する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 月～金 (主に午後) ・場所 市内全域 ・参加 センター補導員 補導員有志 ・長期休業は、原則午前と午後の 2 回さぬき市内を巡回する。 <p>※ 安心安全啓発アナウンス「がんばれ！さぬきっ子」(なんしょんな・・・)を流しながら青パトで巡回することで、「ながら防犯」「ながら見守り」を啓発する。</p> 	

(2)少年相談

少年育成センターでは、少年の非行防止と健全育成を目的に、少年自身や子育て、子どもの問題行動等で悩んでいる家族を対象に相談活動を実施している。また、臨床心理士や公認心理師によるカウンセリング、「親の会」を通して相談活動を行っている。

① 相 談

- ・ 非行やいじめ等青少年の問題行動に関する相談
- ・ 子育てや教育に関する悩みを持つ保護者・学校関係者・地域住民からの相談
- ・ 子ども自身が抱えている不安や悩みを乗り越えるための相談
- ・ 学校に行けない子どもが元気を取り戻すための支援、相談

② 相談の方法

- ・ 来所相談 相談希望者が少年育成センター相談室に来所して相談
- ・ 電話相談 電話による相談
- ・ 訪問相談 必要に応じて訪問（家庭・学校等）
- ・ 専門機関紹介 専門的な関わりが必要な時は、専門機関を紹介

③ 時 間 平日の午前9時00分～午後4時（これ以外の時間や休日は、留守番電話で対応）

④ 担 当 専門相談員2名

⑤ 少年相談専用電話の利用 TEL 0879-26-9977

⑥ 少年相談カードの配布 小4、中2全員（年1回）…必要に応じて隨時配布

⑦ 臨床心理士や公認心理師によるカウンセリング

- 年間10回×4時間・・・第3土曜日（1相談50分程度…変更あり）
 - ・ 臨床心理士（5・7・10・12・2月 担当）
 - ・ 臨床心理士（6・9・11・1・3月 担当）
- 年間20回×3時間・・・水曜日 13時～16時（月2回程度）
 - ・ 公認心理師（FINE通級生やその保護者の相談員が対象）

⑧ FINE「親の会」・・・年間2回（10月・2月）実施予定

(3) 適応指導

① 教育支援センター「F I N E」

学校に登校する意思がありながらさまざまな理由で、登校できないさぬき市内の小中学校に在籍又はさぬき市内に在住している児童生徒のために、学校とは異なる環境の中で子どもたち一人一人に応じた活動の場を提供しつつ、学習支援や小集団活動を行うことで学校への復帰や社会的自立を目指す支援を行う。

② 実施主体

さぬき市少年育成センター

③ 教室の開設場所

さぬき市寒川町石田東甲425 (さぬき市少年育成センター内)

④ 開室期間および開室時間

- ・ 開室期間 4月1日～翌年3月31日
(学期、始業日や終業日、長期休業等は学校に準ずる。)
- ・ 開室時間 月曜日～金曜日 9時～15時
午前活動日(月2回程度) 9時～12時

⑤ 通級手続き

保護者 → 在籍校の校長 → 教育長 → 在籍校の校長
(通級願) (通級申請書・児童生徒記録票・通級願写) (決定通知書)

⑥ 支援センタースタッフ

- ・ 指導者
専門相談員I … 指導全般(学習指導、体験活動)
専門相談員II … 指導全般(生活指導、相談活動) 関係機関等連絡調整
- ・ 協力者 育成センター職員 … 所長兼専門補導員、専門補導員
臨床心理士 … カウンセリング(2名)(年間土曜日10回)
公認心理師 … カウンセリング(1名)(年間水曜日20回)

⑦ 令和7年度通級生の状況(令和7年4月18日現在)

在籍数 12名

⑧ 令和6年度通級生の進路

卒業(進学率100%)

⑨ 本年度の重点目標

- (1) 通級生個々の状況に合った指導の充実に努める。また、通級生の学校復帰や社会的自立に向けた支援の在り方について、家庭・学校・SSW等とのより密接な協力・連携に努める。
- (2) 将来についての展望や希望を持つことができるよう、中学生を対象にした進路説明会を実施する。
- (3) 不登校及び不登校傾向のある児童・生徒の保護者に対し、「F I N E」紹介パンフレットを年度当初から配布する。

活動内容

	活動名	内 容	備 考
1	基本的生活習慣の確立 個々に応じた通級指導をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・安定通級への働きかけ ・生活習慣の指導（生活リズムの回復） ・登校支援（学校行事参加等） 	保護者支援 学校との連携 SSWとの連携
2	学習活動 個々に応じた学習により、学習意欲を引き出し、自己肯定感を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な学習（国語、数学・算数、英語、社会、理科） ・その他の学習（環境、クラフト、自然、IT） ・図書館の活用 	
3	体験活動 様々な体験活動を通して、集団適応能力や社会性を養いながら人間関係を築いていく。 また、所属感や達成感を得て喜びを経験し、自信を得て自立につなげていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・調理実習（行事を兼ねる） ・校外学習（春の遠足・南川デイキャンプ・秋の遠足） ・制作活動 ・栽培活動 ・レクレーション活動 ・スポーツ活動 	
4	教育相談 通級生及び不登校や不登校傾向にある児童・生徒とその保護者等に対して、不登校に関する悩みや問題解決への支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの実施 ・通級生相談 ・保護者個別相談 ・入級相談（来所・電話） ・「FINE」親の会（年2回実施予定） ・少年相談専用電話（TEL26-9977）の利用 	令和7年度カウンセリング 土曜日年間10回実施予定 臨床心理士 2名 水曜日年間20回実施予定 公認心理師 1名
5	連携 不登校及び不登校傾向にある児童・生徒への共通理解を深め、その子にとってより良い支援を行うための連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携 通級生支援連絡会（情報交換） 通級報告（通級状況を文書で報告） ・家庭との連携 通級報告（通級状況を文書で報告） 家庭訪問（随時、要請、夏休み） 保護者個別相談（電話、来所、メール） ・個別ケース会（学校、家庭、「FINE」、学校教育課） ・関係機関との連携 県教育センター、県子ども女性相談センター、県教育委員会、さぬき警察署、さぬき市学校教育課、市福祉事務所、社会福祉協議会、SC、SSW、市発達障害等支援連携会議（ほっとすてっぷ）、市要保護児童対策地域協議会、隣接教育支援センター 	随時 翌月初め 翌月初め 定期的に実施 随時 ケース会議 情報交換等
6	啓発 教育支援センターの活動に対する理解を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さぬきの利用（「FINE」の紹介） ・「FINE」紹介パンフレットの配布 (学校、SC、SSW、心の教室相談員等) ・カウンセリング案内 (文字放送、さぬき市ホームページへの掲載、支所・出張所窓口、全幼小中学校、図書館、関係施設窓口等へのチラシ配布) 	(広報さぬき) 少年育成センターだより 4.6.8.10.12.3月号掲載

(4) 地域連携

No	事業名	事業概要	備考
1	こどもSOS事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを犯罪被害からまもるために設置している緊急避難場所を維持継続する。 「こどもSOSだより」を発行する。 適宜、追加や変更に対応する。 	<p>〈参考〉 令和7年3月31日現在 436箇所</p>
2	<p>FAX等注意連絡網</p> <p>不審者関連受理件数</p> <p>R2年度 23件 R3年度 18件 R4年度 14件 R5年度 12件 R6年度 11件</p> <p>※ 令和6年度は、 不審者以外の情報 提供が多かった。 R6年度 17件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全確保に関する緊急連絡網を整備する。 <p>・各種合同補導等を通常時の情報交換の場として捉え、地域や子どもたちの様子、通報内容などの情報交換しながら補導を実施する。</p> <p>* 「県警子ども安全・安心ネットワーク」 (事務局：県警本部生活安全企画課)</p>	<p>令和6年度通報受理件数 〈令和7年3月31日現在〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者関連：11件 〈内訳〉 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園児へのなし 小学生への無断撮影 … 4件 声掛け … 1件 その他 … 2件 暴言 … 1件 中学生への不審行動 … 1件 声掛け … 2件 高校生なし その他なし <p>・不審者情報FAX発信 8件</p>

3	連絡調整	<p>◦学校・警察等の関係機関や地域の各種連絡会に積極的に関わり、ネットワークづくりを推進する。また、連携を強める情報を発信し、広く協力を呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦近隣地区少年育成センター連絡会 4/23 6/4 7/9 9/3 10/8 12/9 1/14 2/4 3/24 ◦さぬき東かがわ地区高等学校生徒指導月例会 5/13 6/10 7/8 9/9 11/11 12/9 1/14 2/10 2/10 ◦香川県児童福祉審議会総会 9月 健全育成部会 10月 3月 ◦さ・東中高生徒指導連絡協議会 10/14 ◦小中高生徒指導主事警察等連絡会 12/2 ◦さぬき市保育児童対策地域協議会 5/16(金) 10月 2月 ◦さぬき市発達障害等支援連携会議 5/23(金) 7/3(木) 11/6(木) ◦さぬき市防犯協会総会 7月 ◦薬物乱用防止対策連絡協議会 7月 	各幼・小・中・高等学校 各幼・小・中・高等学校 PTA さぬき警察署 近隣市・町教育委員会 青少年健全育成香川県民会議 さぬき市青少年育成市民会議 県民活動・男女共同参画課 東讃保健福祉事務所 県子ども女性相談センター 県少年育成センター連絡協議会 近隣少年育成センター さぬき市子育て支援課
4	連携・協力	<p>◦学校や警察等の関係機関、地域と連携し、青少年の健全育成活動や被害防止活動に、積極的に参加し協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦さぬき警察署関係 県下一斉街頭補導 4/25 5/23 6/25 7/25 8/25 9/24 10/25 11/25 12/25 1/23 2/25 3/25 ◦津田海浜パトロール(予定) 7/19 ◦水難事故防止・交通安全キャンペーン等への参加 ◦学校関係 (案内・要請に応じて) 卒業式・文化祭等への参加・巡回 津田高チャレンジウォークの巡回 青パトで職員 2名がコースを午前と午後に巡回 ◦その他 安全ボランティア研修会等での指導・講話 要請に応じて 	

5	小・中・高警察等連絡会	<p>○児童生徒のつながりの広域化に伴い、育成センター・各小・中・高等学校・警察が連携を密にし、市内の現状についての各種の情報を共有・協議し、相互の活動に生かすための連絡会を開催する。</p> <p>12/2 (火) 寒川第2庁舎</p> <p>参加者 小中高校生徒指導主事 県警本部・さぬき署 所員 SSW</p>	
6	中学校区別補導員連絡会	<p>○補導員が、相互の情報交換をしたり、以後の活動について協議・修正したりすることで、共通理解を深めるとともに、共通行動ができるよう、中学校区別に連絡会を開催する。</p> <p>【実施予定日時・場所】 さぬき南中学校区 6/24(火) 19:00～ <u>寒川庁舎 多目的ホール</u></p> <p>志度中学校区 6/25(水) 19:00～ <u>志度公民館 講義室1</u></p> <p>長尾中学校区 6/26(木) 19:00～ 長尾公民館 講義室1</p> <p>【内容】補導状況について 通報状況について 年間計画について 実施状況報告 協議・検討事項について 情報交換 その他</p>	

(5) 環境浄化

No	事業名	事業概要	備考
1	事業者などへの協力要請 *県こども政策課から提供してもらった「ネット・ゲーム依存にならないために」「絶対ダメ!!自画撮り！」などのチラシを、児童生徒の一日補導員活動時に啓発グッズとして活用する。	◦児童生徒が安心・安全に携帯電話が利用できる環境の整備について啓発をする。 ◦ゲーム等については、児童・生徒の逸脱行為がないように関係業者に協力を依頼するとともに、店内における巡回・声かけ等についても理解を得る。	
2	環境浄化モニター	◦環境浄化モニター制度を導入し、市内の状況を把握し、関係機関と連携して対処する。	* 令和6年度回収率 49%
3	環境美化ボランティア (学校から神前駅までのクリーン活動)	◦青少年のボランティアを募り、青少年が日頃にする公共の場所の環境美化に努める。 場 所：寒川高校～J R 神前駅周辺 参加者：寒川高校生徒・先生 補導員 育成センター職員等 内 容：通学路周辺のゴミ拾い 5/8 (木) 15:45～ 10/9 (木) 15:45～ 1/26 (月) 15:45～	
4	有害図書の回収	◦市内各所に設置している白ポストで、青少年にとって有害な図書・DVD等を月に1～2回回収し、処分する。 【設置箇所：市内 12か所】 大川…田面バス停・みろく公園 寒川…市民病院・JR 神前駅 長尾…運動公園・JR 造田駅 長尾公民館前山分館 志度…JR 志度駅・働く婦人の家 JR オレンジタウン駅 津田…JR 津田駅・JR 鶴羽駅 ※ <u>下線の8箇所</u> は、月に2回、下線がない4箇所は、月に1回回収する。	令和6年度有害図書回収 (令和7年3月31日現在) 【回収総数：894点】 ◦有害図書 … 382点 ◦一般図書 … 46点 ◦DVD等 … 392点 ◦その他 … 74点 

(6) 広報啓発

No	事業名	事業概要	備考
1	育成センターだより	<ul style="list-style-type: none"> さぬき市広報紙に「育成センターだより」を掲載し、青少年の健全育成について正しい知識の啓発に努める。(年6回) 4月「さぬき市少年育成センター」の取り組みを紹介します 6月適応指導教室「FINE」を知っていますか? 8月「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント」 10月「おかあさんにはめられたい」 12月「家族みんなで考える『青少年健全育成標語』入賞作品」 3月「自転車に乗るときのルール」 	<p>【参考: 令和6年度掲載記事】</p>
2	児童生徒の一日補導員	<ul style="list-style-type: none"> 校外生活の注意や、犯罪の被害にあわないための注意、地域の人々への協力依頼などについて、児童生徒が積極的実践的な啓発活動を行う。 〈中学生一日補導員〉市内3中学校生徒 日時：8/5(火)10:00～12:00 (1時間程度) 場所：ザ・ビッグ寒川店 〈小学生一日補導員〉長尾小学校 日時：10/21(火) 15:50～16:30 場所：マルナカ長尾店 〈高校生一日補導員〉寒川高校生徒 日時：11/7(金) 15:50～16:30 場所：ザ・ビッグ寒川店 	
3	非行防止強調月間等における広報	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成について全県的な運動期間中には、特に横断幕や看板や広報車等による啓発をし、併せて文字放送を活用して広報活動を行う。 ・「春のこどもまんなか月間」(5月) ・夏の青少年被害・非行防止県民運動 ・広報車の活用 「安全まちづくりの日」 「不審者対策」 「夏の青少年被害・非行防止県民運動期間」 「子供・若者育成支援強調月間」 日常的な注意喚起等の広報啓発 ・健全育成懸垂幕の掲揚(さぬき市役所本庁) 11月「秋のこどもまんなか月間」の広報啓発活動 (「子供・若者育成支援強調月間」) ・青色防犯パトロール活動 「青色パトロール講習会」7/25(金) 受講者：さぬき市内小中学校の希望する教職員 	

		講 師：さぬき警察署生活安全課長	
4	健全育成の標語募集	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学生を対象に「家族みんなで考える青少年健全育成標語」を募集し、その作品を使った啓発活動を行う。 ・作品募集：1学期末から夏休み ・対 象：小・中学生 ・優秀標語入り啓発カレンダー作成（全児童生徒・学校等に配布） ・子供・若者育成支援強調月間の広報時に市役所などに入賞作品のポスター掲示 ・キャンペーンに用品（メモ帳・ボールペン）活用 	* 令和6年度 ・応募総数：271点 ・最優秀作品 寒川小学校 2年生
5	啓発チラシの準備と配布	○薬物乱用防止や万引き防止、インターネットやスマホ利用についてのチラシを準備し、街頭キャンペーンで配布する。	

(7) 研究・研修

No	事 業 名	事業実施状況及び概要	備 考
1	補導員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ○より深い子ども理解とより高い補導技術を目指して研修を行う。 <p>第1回補導員会 5/22（木）15:00～16:30 場 所：寒川庁舎 301・302号室 参加者：補導員 センター職員 内 容：講話・助言（さぬき警察署生活安全課課長） 補導員役割分担</p> <p>第2回補導員会 2/6（金）15:00～16:30 場 所：寒川庁舎 301・302号室 参加者：補導員 センター職員 内 容：講話（さぬき警察署生活安全課課長） 事業報告</p>	

2	県少年育成センター連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◦所長会・研修会に参加して研修に努める。 ◦所長会 (年3回 4/15 7/15 1/21) ◦県連研修会 (年3回) <ul style="list-style-type: none"> 5/22 (木) 補導員会のため不参加 8/5 (火) 参加者 センター職員 4名 SSW・SC 10/15 (水) 参加者 センター職員 4名 	
3	情報や資料の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ◦国や県の動向について情報・資料の収集を主体的に行う。 ◦上記の研修を通して得た情報を積極的に提供する。 	

(8) 育成センターの運営に関する審議会

No	事 業 名	内 容	実施日・場所
1	第1回運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◦委嘱状交付 ◦役員選出 ◦事業計画 (案) の承認 	5/9 (金) 13:30～ 寒川第2庁舎2階 203会議室
2	中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ◦上半期の事業報告並びに下半期の事業計画等 	10月上旬 紙上報告
3	第2回運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◦今年度事業報告 ◦次年度への課題について 	2/20 (金) 13:30～ 寒川第2庁舎2階 203会議室

【資料・条例・規則・要領等】

1	さぬき市教育大綱	1
2	さぬき市少年育成センター条例	5
3	さぬき市少年育成センター条例施行規則	6
4	令和7年度さぬき市少年育成センター組織図	8
5	さぬき市少年育成センター事業実施要領	9
6	さぬき市少年育成センター補導員の活動について	10
7	さぬき市教育支援センター設置要綱	11
8	さぬき市少年育成センター運営委員会傍聴要領	13
9	令和7・令和8年度運営委員会委員名簿	14
10	令和7・令和8年度補導員名簿	15

さぬき市教育大綱

○さぬき市少年育成センター条例

平成 15 年 3 月 20 日
条例第 3 号

(設置)

第 1 条 少年の健全な育成保護を図るため、関係機関及び関係団体等との緊密な連絡調整を図り、少年の非行を防止するとともに、健全な育成について必要な業務を総合的に行うことの目的として、さぬき市少年育成センター(以下「育成センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さぬき市少年育成センター
- (2) 位置 さぬき市寒川町石田東 425 番地

(業務)

第 3 条 育成センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 繼続補導
- (3) 少年相談
- (4) 適応指導
- (5) 少年の保護育成活動に関する各関係機関及び関係団体等との連絡調整
- (6) 少年の健全育成、非行防止のための研究調査及び資料の整備
- (7) 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成のために必要な業務

(職員)

第 4 条 前条に掲げる業務を行うため、所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第 5 条 育成センターにさぬき市少年育成センター運営委員会を置く。

(補導員)

第 6 条 育成センターに補導員を置く。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(さぬき市長尾地区少年育成センター条例の廃止)

2 さぬき市長尾地区少年育成センター条例(平成 14 年さぬき市条例第 77 号)は、廃止する。

附則(令和 2 年条例第 1 号)

この条例は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

○さぬき市少年育成センター条例施行規則

平成 15 年 3 月 20 日
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さぬき市少年育成センター条例(平成 15 年さぬき市条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 さぬき市少年育成センター(以下「育成センター」という。)に専門相談員及び専門補導員を置く。

2 育成センターの所長(以下「所長」という。)、専門相談員及び専門補導員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

3 所長、専門相談員及び専門補導員の任期は、その任命の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

4 専門相談員及び専門補導員のほか、教育長が必要と認めるときは、育成センターにその他の職員を置くことができる。

(運営委員会)

第 3 条 さぬき市少年育成センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、育成センターの業務に関する基本的な事項を協議決定する。

(委員長及び委員)

第 4 条 運営委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱した委員長及び委員をもって構成し、その数は、20 人以内とする。

(1) 教育、児童福祉及び警察等行政機関の職員

(2) 学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。)及び幼保連携型認定こども園の教職員

(3) 識見を有する者

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員長及び委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補導員)

- 第 7 条 補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 学校教職員
 - (2) 警察職員
 - (3) 主任児童委員
 - (4) 教育委員会職員
 - (5) 識見を有する者
 - (6) その他関係機関及び関係団体職員
- 2 補導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 3 補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 補導員は、所長の意を受けて育成センターの業務に協力するものとする。

(その他)

- 第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(さぬき市長尾地区少年育成センター条例施行規則の廃止)
- 2 さぬき市長尾地区少年育成センター条例施行規則(平成 14 年さぬき市教育委員会規則第 21 号)は、廃止する。

附則(平成 28 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

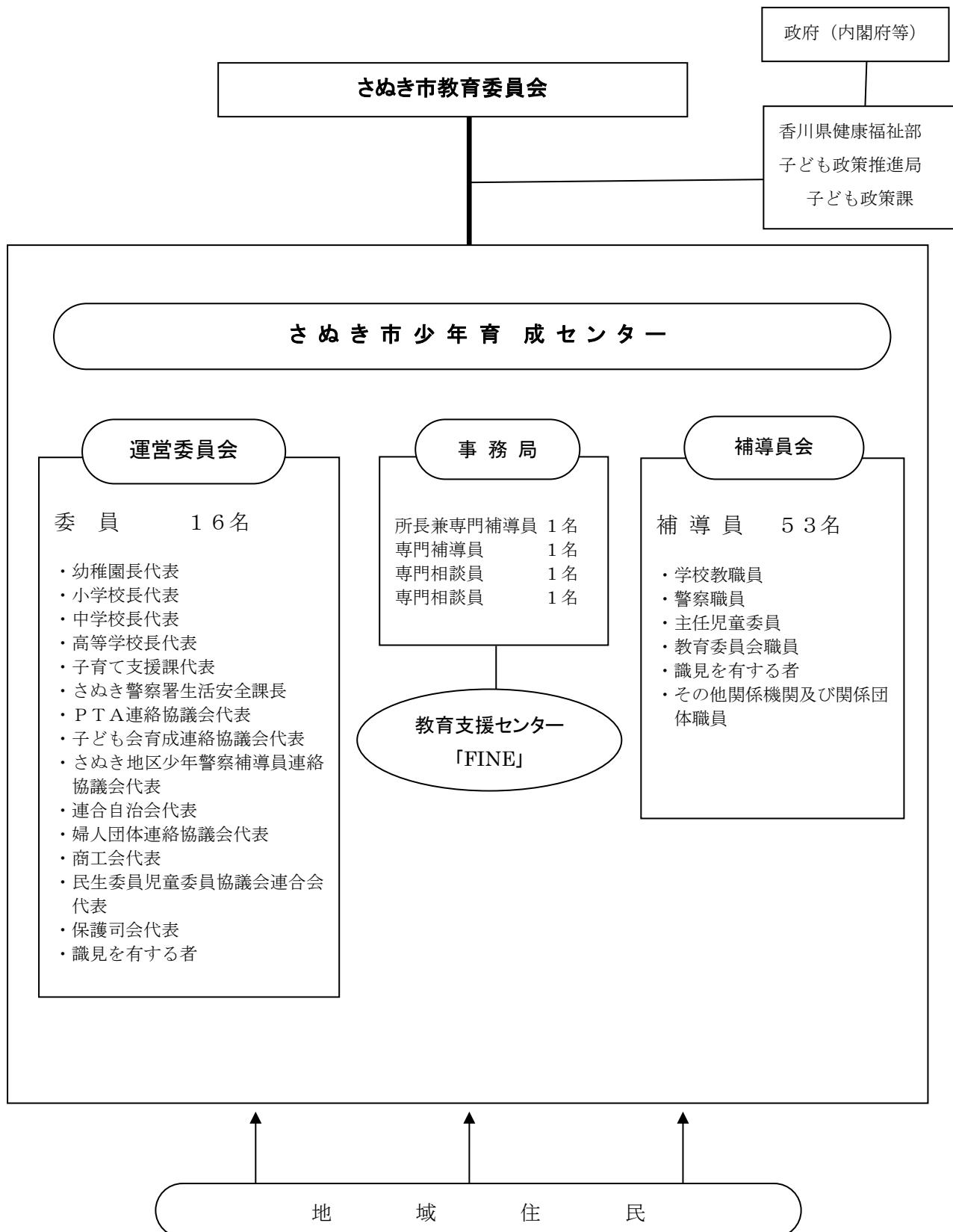
附則(平成 30 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和元年教委規則第 5 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度 さぬき市少年育成センターの組織図



さぬき市少年育成センター事業実施要領

1 関係機関、団体との連携により、地域ぐるみの健全育成を積極的に推進する。

- (1) 地域活動の活性化を図るために、青少年健全育成さぬき市民会議・学校・家庭・地域社会との連携を一層深め、青少年の健全育成の推進に努める。
- (2) 警察・保護司・民生委員・自治会・隣接育成センターその他の関係機関・団体との連携を密にし、青少年の非行・いじめ防止や明るい家庭と住みよい地域づくりに努める。
- (3) 地域の各種会合・行事などに積極的に参加し、住民と一緒に健康新聞の意識高揚に努める。

2 捕導活動の強化と充実を図る。

- (1) 捕導員による日常生活圏での捕導・声かけ活動を推進する。
- (2) 街頭捕導を積極的に推進し、青少年の非行や不良行為を早期発見し、捕導・更生に努める。
- (3) 各地区ごとに長期休業日中の捕導を計画・実施する。
- (4) 地域の行事等には、学校・PTA等との連携による捕導を実施する。
- (5) 近隣の育成センターと合同で列車捕導を実施する。
- (6) 水難事故防止のため、危険個所の巡回を強化する。

3 学校との協力体制を推進し、効果的な生徒指導を展開する。

- (1) 管内の諸学校との情報交換を密にし、非行やいじめの未然防止と広域化を防止する。
- (2) 積極的に学校を訪問し、情報交換を密にして、効果的な生徒指導の援助をする。また、現職教育やPTAの会合に参加し、学校・教師への助言を図る。
- (3) 中・高等学校生徒指導主事の連絡協議会に参加し、情報交換を密にする。
- (4) 文化祭・運動会・卒業式等の学校行事の巡回にあたる。
- (5) 不審者による被害防止のため、情報をいち早く

連絡し、注意を呼びかける。

4 環境浄化活動を推進する。

- (1) 青少年を取り巻く有害環境の浄化活動に努める。
- (2) 各種関係業者(ゲームセンター・書店・カラオケボックス・スーパーマーケット)等への協力を要請する。
- (3) 駅周辺の清掃等、児童生徒のボランティア活動の推進を図る。

5 広報・啓発活動の充実を図る。

- (1) 児童・生徒から青少年健全育成標語を募集し、各地区の文化祭で展示するとともに、優秀作品は、カレンダー等に掲載する。
- (2) スーパー、商店にて健全育成を呼びかけるとともにリーフレット、チラシ等を配布する。
- (3) 非行・被害防止強調月間、夏季休業中の中学生による「1日捕導員」など、広報車による広報活動を行う。
- (4) さぬき市広報紙に「育成センターだより」を掲載する。
- (5) 青少年健全育成に関するキャンペーン活動を実施する。
- (6) 薬物乱用・性非行等の深刻化にかんがみ、青少年が正しい認識を持つように啓発に努める。

6 相談活動の充実と学校教育相談の援助を図る。

- (1) 積極的な相談活動(来所・訪問・電話)を推進するとともに、いじめ問題に対し、学校・関係機関との連携を強める。
- (2) 電話相談をより一層受け入れられるよう努める。

7 不登校児童生徒の教育支援センターを開設する。

- (1) 心的不登校児童生徒の教育支援センターを開設し、社会的自立及び学校復帰をめざした集団適応指導や学習指導を実施する。
- (2) 不登校児童生徒への家庭訪問や登校援助をする。

さぬき市少年育成センター補導員の活動について

1 [趣旨]

さぬき市少年育成センター条例第6条に基づき、さぬき市少年育成センター補導員を置き、広く民間の方々および関係機関の方々の協力を得ることによって、青少年の非行防止活動の機能を高め、さらにその活動の輪を広げていく。

2 [推薦および委嘱]

あとの各号に掲げる者のうち、さぬき市教育委員会が的確であると認めた者について委嘱する。

- (1) 学校教職員
- (2) 警察職員
- (3) 主任児童委員
- (4) 教育委員会職員
- (5) 識見を有する者
- (6) その他関係機関及び関係団体職員

3 [人 数]

70名程度

4 [任 期]

2年

5 [補導員会]

補導活動の一層の充実を図るため、補導員全体会と各地区別補導員会を組織する。

- (1) 補導員全体会…補導員全員で構成し、合同補導の計画実施及び全体研修を行う。
- (2) 各地区別補導員会…各地区ごとの補導員で構成し、地域の実態に即した補導計画を立て活動する。

6 [活動の内容]

補導員は、少年の特性を十分に理解し、正しい愛情と適切な補導技術により、以下の活動を行う。

(1) 非行の早期発見・早期指導を目的として、積極的に青少年に声をかけ、相談に応じる。

(2) 青少年の気になる情報や、青少年に有害な環境についての情報などをセンターに通報する。

(3) 年間計画に基づき、各補導員との合同補導に参加する。

(4) 補導員研修会などへ出席するとともに、地域の補導活動においてリーダー的役割を担う。

(5) その他

7 [活動上の留意点]

(1) 補導活動に際しては、さぬき市少年育成センターが発行する、身分証明書（補導員証）を携行するか、補導員腕章を着用する。

(2) 補導活動によって知り得た秘密は他人にもらさないよう十分注意する。

(3) 少年育成センターの補導員が行う補導は、警察官の行う補導とは同様でないので、補導の行き過ぎや、事故の起こらないよう注意する。

8 [通報・連絡先]

原則としてすべての情報は、さぬき市少年育成センター事務所（TEL 0879-26-9976）へ連絡する。ただし、緊急を要する場合は警察へ110番通報をする。

9 [その他]

補導員は、全員非常勤職員公務災害補償に加入し、費用は教育委員会が負担する。

さぬき市教育支援センター設置要綱

平成 20 年 4 月 28 日
教育委員会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校に登校する意思がありながらさまざまな理由で登校できないさぬき市内の小中学校に在籍又はさぬき市内に在住する児童生徒に対し、学校とは違った環境で、子どもたち一人一人に応じた活動の場を提供しつつ、学習支援や小集団活動を行うことで、学校への復帰や社会的自立を目指し支援を行うため、さぬき市教育支援センター(以下「教育支援センター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
さぬき市教育支援センター「FINE」(ふあいん)	さぬき市寒川町石田東甲 425 番地 (さぬき市少年育成センター内)

(事業)

第 3 条 教育支援センターは、児童生徒の保護者及び校長並びに関係機関等と密接な連携を保ちながら次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校及び不登校傾向にある児童生徒が通級し、学習支援や生活支援についての指導を行うこと。
- (2) 児童生徒、保護者及び学校関係者に対し、学校生活、家庭生活又は社会生活において適応性を高めるための相談、助言及び支援に関するこ。
- (3) 児童生徒及び保護者の情緒の安定を図るために必要な措置を講じること。
- (4) 前 3 条に掲げるもののほか、教育支援センターの設置目的を達成するために必要な事業

(開設期間等)

第 4 条 教育支援センターの開設期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 休業日は、さぬき市立学校の管理運営に関する規則(平成 14 年さぬき市教育委員会規則第 10 号)第 3 条に規定する休業日に準じる。

3 開設時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、さぬき市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認めたときは、変更することができる。

(指導者)

第 5 条 教育支援センターの指導者は、適応指導を担当する職員及びさぬき市少年育成センター職員とする。

(通級対象者)

第 6 条 教育支援センターの通級対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) さぬき市内の小中学校に在籍又はさぬき市内に在住している児童生徒

(2) 本人及び保護者が通級を希望する者

(3) 当該児童生徒の在籍校の校長（以下単に「校長」という。）の承認を得た者
(見学・体験通級)

第7条 教育支援センターは、次条の手続によらず見学又は体験通級することができる。

2 前項の見学又は体験通級は、学校を経由して教室に申し込むものとする。
(通級手続)

第8条 教育支援センターに通級を希望する児童生徒の保護者は、教育支援センター通級願(様式第1号。以下「通級願」という。)を校長に提出するものとする。

2 前項の通級願を受けた校長は、保護者と十分相談した上でこれを承認したときは、通級申請書(様式第2号)及び児童生徒記録票(様式第3号)に必要事項を記入し、通級願の写しを添えて教育長に提出するものとする。

3 教育長は、前項の通級申請書を受理したときは、その内容等を審査し、その結果を、決定通知書(様式第4号)により校長に通知するものとする。

この場合において、教育長は、当該児童・生徒に係る関係機関等で構成する審査委員会を開催することができる。

4 通級願・通級申請書は年度ごとに提出するものとする。

5 教育支援センターで対応することが当該児童生徒にとって適切でないと、教育長が判断した場合には、通級許可を取消し校長に通知(様式第5号)する。

(退級手続)

第9条 保護者は、児童生徒が学校復帰、転出等により退級するときは、教育支援センター退級願(様式第6号。以下「退級願」という。)を校長へ提出し、校長は、退級願の写しを教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の退級願を受理したときは、受理通知書(様式第7号)により校長に通知するものとする。

(経費の負担等)

第10条 教育支援センターに通級するための交通費その他諸活動に要する経費は、保護者の負担とする。

2 教育支援センターにおける活動中及び通級中の災害については、学校の管理下における災害として取り扱うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

さぬき市少年育成センター運営委員会傍聴要領

1 傍聴手続き

会議の傍聴を御希望の方は、会議の開催時刻までに、会場において、係員に住所及び氏名を申し出て、さぬき市少年育成センター運営委員会の委員長の許可（初回については事務局の許可）を得た上で、係員の指示に従い、会場に入場してください。

なお、傍聴の申し込みの受付は、会場において、会議開催の30分前から先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言動に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げとなるので、会議中は電源を切ること。
- (4) 傍聴者は、委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他礼儀を守り、議事運営の妨げとなったり、又は会議を軽視したりするような行為はしないこと。

3 会場の秩序維持

前項の規定に違反した傍聴者には注意を促します。注意を受けながら、これを改めないとときは、退場していただくことになります。